

盛岡市緑のまちづくり会議設置要領

〔平成30年5月30日〕  
〔市長決裁〕

改定 令和3年6月3日

(設置)

第1 都市公園法第17条の2に基づく協議会として、盛岡市緑のまちづくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 盛岡市緑の基本計画に関すること。
- (2) 公募設置管理制度等の事業審査に関すること。
- (3) その他都市公園の利用者の利便の向上に関すること。

(組織)

第3 会議の委員は市長が委嘱する。

- 2 会議は、委員11名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は3年以内とし、再任を妨げない。

- 2 委員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5 会議に座長及び副座長を置き、委員の互選とする。

- 2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、市長が招集する。

(関係者の出席)

第7 座長は、必要があると認めるときは関係職員等、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、盛岡市都市整備部公園みどり課において処理する。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議の議決をもって定める。

附則

この要領は、平成30年5月30日から実施する。

なお、平成23年10月5日から実施している盛岡市緑の基本計画策定(改訂)懇話会要領は廃止する。

附則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。